

広島県告示第千七十四号

令和二年広島県告示第千二百一十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したので次のとおり公表する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横田美香

変更後	変更前
広島県資源管理方針	広島県資源管理方針
第1～第8 (略)	第1～第8 (略)
(別紙1－1) 第1 特定水産資源 まいわし太平洋系群	(別紙1－1) 第1 特定水産資源 まいわし太平洋系群
第2～第3 (略)	第2～第3 (略)
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第2の1に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である <u>6,182</u> 隻とする。	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第2の1に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である <u>6,229</u> 隻とする。
第5 (略)	第5 (略)
(別紙1－2) 第1 特定水産資源 まあじ	(別紙1－2) 第1 特定水産資源 まあじ
第2～第3 (略)	第2～第3 (略)
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第2の1に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第2の1に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業

<p>に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,182</u>隻とする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-5) (略)</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 広島県かたくちいわし漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア (略) イ (略)</p> <p><u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>4月1日から翌年3月31日まで（周年）</u> <u>なお、令和7管理年度にあっては、令和7年1月1日から同年12月31日までを第一区分とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを第二区分とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙2) (略) (別紙3) (略)</p>	<p>に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,229</u>隻とする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-5) (略)</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 広島県かたくちいわし漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア (略) イ (略)</p> <p><u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>1月1日から12月31日まで（周年）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙2) (略) (別紙3) (略)</p>
--	---